

税制改正などによる格差是正効果と財政への 影響の推計手法

原 英史, 五島 知佳
株式会社政策工房

Working Paper Series Vol. 2025-14

2025 年 7 月

このWorking Paperの内容は著者によるものであり、必ずしも当研究所の見解を反映したものではない。なお、一部といえども無断で再録されてはならない。引用する場合は、著者名・発行年・題目および発行元名を明示しなければならない。

公益財団法人アジア成長研究所

税制改正などによる格差是正効果と財政への影響の推計手法¹

原英史（株式会社政策工房）

五島知佳（株式会社政策工房）

税・社会保険料・年金など、個人の負担と給付に関する制度改正（例えば、所得税の累進性強化、給付付き税額控除の導入、社会保険料の軽減、最低保障年金の創設など）は、①ジニ係数や②相対的貧困率などの格差指標、および③財政収支に影響を及ぼす。

本稿の目的は、上記の制度改革が、これら諸変数に及ぼす効果を簡易に推計する手法を示すことである。これらの手法を用いることで、さまざまな政策オプションの組み合わせにつき、格差是正効果と財政的な実現可能性を容易に推計し、比較検討できる。

本稿で示す推計手法では、簡易に行うことを優先し、次のような単純化の仮定を置く。

- ・現役世代はすべて給与所得者、
- ・高齢者の収入種別は「年金収入のみ」と「年金収入と給与収入が半々」の2種類だけ、
- ・（格差指標の推計上、）高齢者世帯は、「年金収入のみ」と「年金収入と給与収入が半々」が1：1、
- ・（財政収支の推計上、）高齢者個人の収入分布は、「高齢者世帯の分布に、基礎年金を受給する高齢者（世帯数の1.1倍）を加える」、

したがって、数値の正確な計測には適さない。にもかかわらず、現実のデータとかなり合致する。ごく粗い仮定でこのように一定程度有効な推計ができることは、本稿の推計方法が、さまざまな政策オプションを検討する過程で、それらがどの程度有効か、どの程度財政的に実現可能かをおおよそ示して判断材料とするために、有効であることを示している。

推計手法を示したうえで、具体的な推計例として、「給付付き税額控除の導入＋社会保険料の軽減＋最低保障年金の創設」を、税収中立的に行う2つの政策パッケージのオプションにつき、推計結果と詳細設計を示す²。その一つは、所得税の累進性強化で賄うオプション

¹ 本稿の作成に当たって、アジア成長研究所の八田達夫教授から数多くのコメントをいただいた。本稿は、八田教授の2024年の提言を基礎として検討した政策パッケージの効果を推計している。また、昭和女子大学の八代尚宏教授をはじめ、制度・規制改革学会のメンバーから貴重なコメントを賜った。さらに、アジア成長研究所リサーチアソシエイトの保科寛樹氏からもご協力をいただいた。これらの方々に深く感謝したい。

² これらの政策パッケージは、原・黒澤・五島（2025）に示した改革の方向性に基づくものである。

Yであり、二つ目は、消費税の引き上げで賄うオプションCである。これらの政策パッケージは、いずれも高齢者の低年金・無年金問題を解消し、高齢者と比して現役世代の負担が過剰になっている状況も是正するが、分析によれば、オプションCでは累進性は回復せず、消費税負担を含めればむしろ逆進的になる一方、オプションYは中所得層での累進性が高まり、負担能力に応じた負担構造になることが示される。

本稿の構成は、次のとおりである。節Ⅰではジニ係数の推計方法、節Ⅱでは相対的貧困率の推計方法、節Ⅲでは財政収支への影響の推計方法などを示し、制度改正オプションYとCに上記の手法を応用する。節Ⅴでは、オプションYとCの詳細設計と推計結果のまとめを示す。

Ⅰ ジニ係数の推計

節Ⅰでは、格差の代表的指標であるジニ係数について、現役世代・高齢者それぞれにつき推計する手法を示す³。

具体的には、OECDのIncome Distribution Database上のジニ係数（現役世代・高齢者の再分配後のジニ係数）の変化を推計し、先進諸国と比して改善度合いの見通しを持てるようにすることを目的とする⁴。

1、現役世代のジニ係数

1) 前提：「現役世代の収入分布モデル（「現役モデル」）」

日本の現役世代7,197万人（総務省「人口推計（2024年10月1日現在）」、18～65歳）について、次のように仮定する。

³ 「現役世代」と「高齢者」は、本稿では、OECD Income Distribution Databaseにおける分類に沿って、それぞれ「18～65歳」「65歳超」と定義する。

現役世代と高齢者では、適用される税制・保険料制度などが異なるため、制度改正の効果を測定するうえでは、両者を分けて分析する必要がある。

なお、「全世代のジニ係数」も推計する余地はあるが、異なる収入分布の集団を統合したジニ係数の推計は粗いものにならざるを得ず、また、そもそも全世代のジニ係数は国際比較上の価値が乏しいため（高齢化の度合いに左右される）、ここでは省略する。

⁴ 日本の再分配後のジニ係数は、現状では、現役世代・高齢者いずれも、先進国中で米国・イスラエルなどに次いで高く、「格差の大きい」国である。その順位変化や先進国平均との差（「平均程度」「格差の小さい」になるのか等）を示せるようにする。

仮定 1： 日本の現役世代は、給与所得者⁵100 万人⁶で、給与のみを収入源とし⁷、国税庁

⁵ 現実の現役世代の中には、給与所得者以外に、以下が存在する。

- a) 自営業者など、給与以外の所得を得る勤労者
- b) 失業者など、失業給付や生活保護給付などで生活している者
- c) 専業主婦・学生など、世帯内で扶養を受けている者

このうち、a)については、給与所得者に比して自営業者などの数は限られている（総務省「労働力調査」によれば、15～64 歳の就業者 5,851 万人のうち、雇用者 5,452 万人に対し、自営業主・家族労働者 362 万人）。本稿では、簡易な推計のため、「すべて給与所得者」と仮定して概算する。（なお、例えば自営業者を対象とした税制改正などの改善効果を推計しようとする場合は、給与所得者と自営業者を一定比と仮定する等の改良が必要になる。）

b)については、失業者の数は限られている（総務省「労働力調査」によれば、失業率は 2024 年平均で 2.5%）。本稿では、簡易な推計のため、考慮せずに概算する。（なお、ここでも、例えば失業給付や生活保護給付に係る制度改正の改善効果を推計しようとする場合は、一定率の失業者を加える等の改良が必要になる。）

c)については、たしかに現実とは相当程度乖離する（「労働力調査」によれば、15～64 歳の非労働力人口は男 489 万人、女 865 万人。15～17 歳を除いても 1,000 万人を上回る）。しかし、この点は、ジニ係数の算出上は重大な影響を生じない。なぜならば、OECD におけるジニ係数は、等価所得（世帯単位で把握した所得を世帯人数の平方根で除した数値）を世帯員単位の所得とみなして算出されるためである。例えば「夫が年収 700 万円の給与所得者、妻が専業主婦」の場合、ジニ係数の算出上は「年収約 500 万円の人が 2 人」と扱われる。すなわち、夫婦ともに「（夫の実収入よりやや収入の低い）給与所得者」と扱われているに等しく、これとは乖離しない。なお、収入分布上の問題に関しては脚注 6 で改めて触れる。

⁶ ここでは、累積所得額などの算式を簡明に示すうえで、現役世代の人数を「100 万人」としている。したがって、当然だが、試算における累積所得額などの絶対値（「…億円」）は意味を持たず、あくまでジニ係数などを算出するうえで用いる数値である。

⁷ 「給与収入のみ」との仮定は、例えば「1 億円の壁」問題（富裕層は、金融所得の比率が高まり、実効税率が低くなる問題）に対応した制度改正などを扱う場合は、改良を要する。本稿では、こうした問題に焦点を当てていないので、簡易な推計のため、給与収入のみ」と仮定する。

「民間給与実態統計調査（令和 5 年）」における分布率（次表）に従って⁸⁹、収入の低い層

⁸ 給与所得者の収入分布データを用いることの留意点は、大きく分けて 2 つある。

第一に、OECD データにおけるジニ係数の算出方式との乖離である。先に述べたとおり、OECD では、世帯単位で把握した所得を等価所得に変換して算出がなされる。これに対し、本モデルでは給与所得者個人の収入分布を用いるので、例えば、次のような差が生じる。

- ・年収 50 万円のパート主婦は、世帯収入にかかわらず低所得層と扱われる。（すなわち、低所得層の分布率が過大になる。）
- ・「4 人家族（給与所得者・専業主婦・子ども 2 人）で年収 1000 万円」の世帯は、OECD データ（現役世代）では「500 万円の者が 2 人」だが、本モデルでは「1000 万円の者が 1 人」と扱われる。（すなわち、高所得層の分布率が過大になる。）
- ・一方、失業により給与収入のない世帯主は、本モデルでは存在しないことになる。（すなわち、低所得層の分布率が過少になる。）
- ・また、金融所得を無視しているため、高所得層の収入は低めに示される。（すなわち、高所得層の分布率が過少になる。）

これらの差の中には、ジニ係数が大きめに算出されそうな要素もあれば（上の例示では 1・2 点目）、小さめに算出されそうな要素もある（同じく 3・4 点目）。必ずしも一方的に偏った影響が生じるわけではないが、一定の補正を要する可能性がある。

そこで、あとで本項の 4）で検証し、5）で変換率を設定して補正を行うことにする。（結果的には、のちに示すとおり、おそらく双方の要素の相殺により、給与所得者の収入分布を用いることに伴う影響はさして重大なものではない。）

第二に、現実との乖離である。脚注 3 で述べたとおり、専業主婦や学生など、世帯内で扶養される非労働力人口（仮に 1,000 万人として、現役世代の 15% 近くを占める）は、収入分布上、存在しないことになる。

この点は、ジニ係数の算出上の影響は限定的である。ジニ係数の算出上は、扶養を受ける専業主婦などは「（等価所得により、世帯主に準じて）一定の所得のある者」と扱われるためである。むしろ、これを「収入ゼロの個人」と扱えば、等価所得の分布とは乖離してしまう。

他方で、例えば、世帯所得にかかわらず無・低収入者にベーシック・インカムを給付する措置を検討する場合には、対象者が過少に見積もられることになる。結果として、ジニ係数の推計上、制度改正による効果が過少に評価される問題が生じうる（なお、本稿で推計する給付付き税額控除は、勤労者のみを対象とするため、この問題は生じない）。

なお、高齢者に関しても同様の問題が生じる（最低保障年金の給付対象者が過少に見積もられる）。さらに、この点は、節Ⅲで財政収支の推計を行う際にはより重大な問題となり、一定の補正を施すことになる。

⁹ ここで、「給与所得者の収入分布」ではなく、「世帯単位の収入分布」（国民生活基礎調査

から高い層まで、以下の 14 階層に分かれるとする（階層 1～階層 14）。なお、階層 14 の最大値は、構成比が逡減してほぼゼロに近づいていることから、3000 万円とする。

表 1

	給与収入	構成比	累積比率
階層 1	0-100	8.1%	8.1%
階層 2	100-200	12.3%	20.4%
階層 3	200-300	14.0%	34.4%
階層 4	300-400	16.3%	50.7%
階層 5	400-500	15.4%	66.1%
階層 6	500-600	10.8%	76.9%
階層 7	600-700	7.1%	84.0%
階層 8	700-800	4.9%	88.9%
階層 9	800-900	3.2%	92.1%
階層 10	900-1000	2.3%	94.4%
階層 11	1000-1500	4.0%	98.4%
階層 12	1500-2000	0.9%	99.3%
階層 13	2000-2500	0.3%	99.6%
階層 14	2500-	0.3%	99.9%

仮定 2： 各階層における給与所得者は、最小値と最大値の間で均等に分布（階層 1 では 0～100 万円、階層 2 では 100～200 万円、階層 3 では 200～300 万円・・・、階層 14 では 2500～3000 万円の間で均等に分布）するものとする。

2) 「現役モデル」における「再分配前のジニ係数」の算出

まず、再分配前のジニ係数を算出する。「当初所得」（上記の給与収入）につき、累積所得額、累積相対度数を順次算出してローレンツ曲線を描き、ジニ係数を算出できる。

などに基づく）を用いることも考えられる。しかし、所得税等は概して個人単位で適用されるため、制度による格差是正効果を測定する観点では、個人単位の収入分布を用いることがより適切である。専業主婦世帯の場合には「世帯収入」と「世帯主個人の収入」が合致するが、現役世代では共働きが一般的になっている中で、世帯収入の分布を前提として所得税等を適用すれば、制度適用の推計が不正確になりやすい（例えば「夫婦ともに年収 600 万円の世帯」は、世帯収入で捉えると「年収 1200 万円の個人」と扱われ、現実と乖離した所得税率などが適用されることになる）。

①累積所得額の算出

階層 1、階層 2 まで、階層 3 までの累積所得は、次のように算出できる。

- ・階層 1： $(100 \div 2)$ 万円 $\times 8.1$ 万人 $= 405$ 億円
 - ・階層 2 まで： 405 億円 $+ [(100 + 200) \div 2]$ 万円 $\times 12.3$ 万人 $= 2,250$ 億円
 - ・階層 3 まで： $2,250$ 億円 $+ [(200 + 300) \div 2]$ 万円 $\times 14.0$ 万人 $= 5,750$ 億円
- 同様にすべての階層につき算出すると、総累積所得額は 45,595 億円となる。

②所得の累積相対度数の算出とローレンツ曲線

所得の累積相対度数は次のようになり、これをつないでローレンツ曲線を描ける。

- ・階層 1 の最大値における累積相対度数： $405 \div 45,595 = 0.009$
- ・階層 2 の最大値における累積相対度数： $2,250 \div 45,595 = 0.049$
- ・階層 3 の最大値における累積相対度数： $5,750 \div 45,595 = 0.126$
- ...
- ・階層 14 の最大値における累積相対度数： $45,595 \div 45,595 = 1.000$

③ジニ係数の算出

ここで、簡便のため、ローレンツ曲線は各階層内において直線とすると、各階層のローレンツ曲線の下面積は次のように概算できる。

- ・階層 1 のローレンツ曲線の下面積： $(0 + 0.009) \times 8.1\% \div 2 = 0.0004$
- ・階層 2 のローレンツ曲線の下面積： $(0.009 + 0.049) \times 12.3\% \div 2 = 0.0036$
- ・階層 3 のローレンツ曲線の下面積： $(0.049 + 0.126) \times 14.0\% \div 2 = 0.0123$

同様にすべての階層につき算出すると、ローレンツ曲線の下面積は 0.3143 となる。完全平等な場合の直線の下面積（=0.5）と比し、ジニ係数は 0.371 になる。

3) 「現役モデル」における現状の「再分配後のジニ係数」の算出

次に、現状（現行制度下）の「再分配後のジニ係数」を算出する。

①現行制度に基づく「負担後所得」の算出

まず、各階層の最小値・最大値の収入につき、現行制度に基づき、所得税・住民税・社会保険料（自己負担分）を差し引いた「負担後所得」を算出する。なお、現行制度は、原・黒澤・五島（2025）の付論 1 に基づく。

例えば、次のようになる。

- ・階層 1 の最小値 $= 0$ 万円
所得税 0、住民税 0、社会保険料 23 万円 $\rightarrow$ 負担後所得 -23 万円¹⁰

¹⁰ 収入より社会保険料負担が大きいときは、借金をしなければ支払えない状態であり、こ

- ・階層 1 の最大値（階層 2 の最小値）＝100 万円
 所得税 0、住民税 0、社会保険料 23 万円 →負担後所得 77 万円
- ・階層 2 の最大値（階層 3 の最小値）＝200 万円
 所得税 0、住民税 6、社会保険料 30 万円 →負担後所得 163 万円¹¹

②累積所得額の算出からジニ係数と改善度の算出

再分配前の場合と同様、累積所得額を算出する。ここで簡便のため、各階層内では「負担後所得」は、その最小値と最大値の間に均一に分布（階層 1 では-23～77 万円、階層 2 では 77～163 万円、階層 3 では 163～240 万円の間に均一に分布）すると仮定する。そのうえで累積相対度数を算出してローレンツ曲線を描き、ジニ係数を概算すると 0.349 になる。

再分配前のジニ係数 0.371 と比し、改善度は 6.0%になる。

4) OECD データと「現役モデル」による算出結果の比較

ここで、OECD データと「現役モデル」による算出結果を比較し、モデルの有効性を検証すると、次のようになる。

- ・「再分配前（当初所得）のジニ係数」を見比べると、大きな乖離はない（OECD データで 0.397、「現役モデル」で 0.371 で、乖離率は-6.6%）。
- ・また、「再分配後のジニ係数」も大きな乖離はない（OECD データで 0.331、「現役モデル」で 0.349 で、乖離率は+5.4%）。

よって、このモデルでの推計は一定程度有効と考えられる。

表 2

	ジニ係数 (再分配前)	ジニ係数 (再分配後)	負担での再分配による ジニ係数改善率 (再分配前→再分配後)
OECD データ (2022 年、 18～65 歳)	(当初所得) 0.397 (総所得) 0.349	(可処分所得) 0.331	(総所得→可処分所得) 5.2%
「現役モデル」	(当初所得) 0.371 [乖離率:-6.6%]	(負担後所得) 0.349 [乖離率:+5.4%]	(当初所得→負担後所得) 6.0%

ここではマイナスの所得として扱う。

¹¹ ここで数字が合わないのは千円以下の四捨五入のためである。これ以降も含め、煩瑣な記載を避けるため、金額は原則万円単位で記載する。

※総所得＝当初所得＋社会保障給付、可処分所得＝総所得－税・社会保険料

※負担後所得＝当初所得－税・社会保険料

ただし、「現役モデル」での算出の留意点は、社会保障給付を無視していることである。

- ・ OECD データでは、「当初所得」に社会保障給付を加えた「総所得」に対し、租税・社会保険料を課して「可処分所得」を算出する。
- ・ これに対し、「現役モデル」では、「当初所得」にそのまま租税・社会保険料を課して「負担後所得」としている。

このため、「現役モデル」における「再分配後のジニ係数」は、実際のジニ係数ないし OECD データのジニ係数より、高く算出されがちになると考えられる。

5) 「現役モデル」におけるジニ係数改善率の OECD データにおける改善率への変換

上の表の最後の列は、「負担での再分配によるジニ係数改善率」を示している。「現役モデル」におけるジニ係数改善率は、上に述べたように社会保障給付を無視していることから、やはり OECD データに基づくジニ係数改善率より高めになるはずである。

そこで、以下で制度改正による改善効果を推計する際は、以下の補正を行うこととする。

- ・ まず、「現役モデル」で得られるジニ係数改善率に、以下で定義する調整率を掛け合わせて OECD データ上の改善率に変換する。

$$\text{調整率} = 5.2 / 6.0$$

(現行制度の場合、「現役モデル」では 6.0%の改善効果を有するが、OECD データ上は調整率を掛け合わせて 5.2%の改善効果を有することになる。)

- ・ 次に、変換後の改善率を OECD データの「総所得でのジニ係数」(0.349) に掛けて、推計結果を算出する。

6) 制度改正後の「再分配後のジニ係数」の推計

以上より、税や社会保険料の制度改正を行った場合の「再分配後のジニ係数」は、次の手順で推計する。

- ①まず、「現役モデル」において、改正後の新たな制度を適用して、3)と同様に「負担後所得」を算出し、ジニ係数および改善率を概算する。
- ②次に、改善率に 5) の調整率を掛け合わせて、OECD データ上の改善率に変換する。
- ③変換後の改善率を OECD データの「総所得でのジニ係数」(0.349) に掛けて、「再分配後(可処分所得)のジニ係数」を推計する。

ここで、推計の具体例として、次の 2 つの制度改正案につき改善効果を推計する(制度改正案の詳細設計は節 V 参照)。

- ・ 「所得税の累進性強化＋給付付き税額控除の導入＋社会保険料の軽減」(オプション Y)、

- ・「消費税の引上げ＋給付付き税額控除の導入＋社会保険料の軽減」（オプションC）、

①「現役モデル」における制度改正後のジニ係数の算出

まず、制度改正後の負担後所得を算出すると、例えば階層1の最大値（当初所得100万円）では、次のようになる。

- ・社会保険料： 制度改正では、オプションY・オプションCいずれも、付論に示すとおり、「収入比例に一本化し、料率を10.5%に」としているの、「11万円」になる。
- ・所得税・住民税： 制度改正では、付論に示すとおり、「給付付き税額控除を導入」（オプションYでは社会保険料負担分、オプションCでは社会保険料および消費税負担分を補給）するので、オプションYでは「－11万円」、オプションCでは「－38万円」となる¹²。いわゆる「負の所得税」であり、税額はマイナスになる。
- ・以上より、当初所得から所得税・住民税と社会保険料を差し引き、負担後所得は、オプションYで「100万円」、オプションCで「128万円」となる。

表3

	当初所得	所得税・住民税	社会保険料	負担後所得
現行制度	100万円	0円	23万円	77万円
オプションY	100万円	－11万円	11万円	100万円
オプションC	100万円	－38万円	11万円	128万円

すべての階層につき同様に負担後所得を算出し、上記3）と同様の手順でジニ係数を算出すると、次表のようになる。

表4 「現役モデル」におけるジニ係数と改善率

	再分配前のジニ係数 （当初所得）	再分配後のジニ係数 （負担後所得）	負担による ジニ係数改善率
現行制度	0.371	0.349	6.0%
オプションY	0.371	0.308	17.1%
オプションC	0.371	0.320	14.0%

②OECD データ上の改善率への変換

次に、5）の調整率を掛け合わせて改善率を変換すると、オプションYの改善率は14.8%、オプションCの改善率は12.0%となる。

¹² 消費税負担額は、収入に応じた負担率を国民生活基礎調査等に基づき推計して算出する（詳細は原・黒澤・五島（2025）の付論1参照）。

③「再分配後のジニ係数」の推計

上記で得られた改善率を OECD データにおける「総所得のジニ係数」(0.349) に掛けることで、「現行制度下では 0.331」に対し、「オプション Y では 0.297」、「オプション C では 0.307」との推計結果が得られる¹³¹⁴。

表5 「OECD データ」に対応するジニ係数と改善率の推計

	再分配前のジニ係数 (総所得)	再分配後のジニ係数 (可処分所得)	負担による ジニ係数改善率
現行制度	0.349	0.331	5.2%
オプション Y	0.349	0.297	14.8%
オプション C	0.349	0.307	12.0%

※網掛け部分は OECD 公表の既定値。

¹³ 例えばオプション Y の場合、 $17.1\% \times (5.2/6.0) = 14.8\%$ 、 $0.349 \times (1 - 0.148) = 0.297$ 、との算式で算出される。

¹⁴ OECD 加盟国中で一人当たり GDP の高い先進 21 か国では、現役世代の「再分配後のジニ係数」は平均 0.300 である。日本は、現状では先進国平均より 10%以上高いが

- ・いずれの制度改正によっても、概ね平均程度になること、
- ・両者を比較すれば、オプション Y の改善効果が高いこと、がわかる。

2、高齢者のジニ係数

1) 高齢者の収入分布および収入構成の実態

高齢者のジニ係数の推計は、現役世代より難しい。収入構成（年金収入と給与収入の比率など）の多様性が高く、現役世代のように特定の所得種別だけで代表させて推計できないためである。

まず実態を整理しておく、日本の高齢者の数は、3,476 万人（総務省「人口推計（2024 年 10 月 1 日現在）」、65 歳超）である。

高齢者世帯（1,656 万世帯）¹⁵の収入分布は、厚生労働省「令和 5 年国民生活基礎調査」によると、次のようになっている。

表 6

	収入	構成率 (%)	累積分布率 (%)
階層 1	50 万円未満	1.3	1.3
階層 2	50～100	10.0	11.3
階層 3	100～150	12.6	23.8
階層 4	150～200	13.8	37.6
階層 5	200～250	12.0	49.6
階層 6	250～300	10.3	59.9
階層 7	300～350	11.6	71.5
階層 8	350～400	6.2	77.7
階層 9	400～450	5.5	83.2
階層 10	450～500	4.4	87.6
階層 11	500～550	3.0	90.6
階層 12	550～600	1.8	92.4
階層 13	600～650	1.4	93.8
階層 14	650～700	0.9	94.7
階層 15	700～750	0.5	95.2
階層 16	750～800	0.8	96.0
階層 17	800～850	0.7	96.7
階層 18	850～900	0.5	97.1
階層 19	900～950	0.6	97.7

¹⁵ 高齢者世帯のうち、高齢者単独世帯は 855 万世帯、高齢者夫婦のみの世帯は 730 万世帯である。また、高齢者世帯は高齢者を世帯主とする世帯と定義されるため、このほかに、親子同居で子ども世帯に吸収されている高齢者などが存在する。上記で「高齢者数」が「高齢者世帯数」を大きく上回るのはこのためである。

階層 20	950～1000	0.5	98.2
階層 21	1000～1100	0.4	98.6
階層 22	1100～1200	0.3	98.9
階層 23	1200～1500	0.4	99.3
階層 24	1500～2000	0.4	99.7
階層 25	2000 万円以上	0.3	100.0

収入態様は、年金収入のみの世帯から、給与収入が大半を占める世帯までさまざまである。

＜高齢者の収入の態様（国民生活基礎調査より）＞¹⁶

表 7 公的年金が総所得に占める比率の分布

公的年金の比率	20%未満	20-40%	40-60%	60-80%	80-100%	100%
分布率	4.0%	9.3%	13.2%	13.9%	17.9%	41.7%

表 8 高齢者世帯の世帯当たり平均所得金額の構成割合（主な構成要素のみ抜粋）

総所得	100%
稼働所得	23.0%
（うち雇用者所得）	(19.2%)
財産所得	6.5%
公的年金・恩給	63.6%
企業年金・個人年金等	4.7%

2) 「高齢者の収入分布モデル（「高齢者モデル」）」の設計

推計では、本来、こうした多様な実態を反映することが望ましいが、ここでは、簡易な推計のため、以下のように仮定する。

仮定 1： 日本の高齢者は 200 万人で、「タイプ 1：公的年金収入のみ」（100 万人）と「タイプ 2：公的年金収入と給与収入が半々」（100 万人）のみが存在する¹⁷。

¹⁶ 詳細統計表の「所得」表 14、表 15。 <https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/k-tyosa/k-tyosa23/index.html>

¹⁷ 「タイプ 1：タイプ 2 が 1：1」との仮定は、

- ①高齢者世帯の 4 割程度が「年金収入のみ」であること（「ほぼ年金収入のみ」まで含めて概ね半分と捉えられること）、
- ②高齢者世帯平均で稼働所得（その大半は給与所得）の総所得に占める比率が概ね 4 分の 1 であること、

を前提に、大雑把に設定したものである。結果的には、のちに本項の 4) で検証してみる

仮定2： 「タイプ1」「タイプ2」はそれぞれ、「国民生活基礎調査」における分布率に従って、収入の低い層から高い層まで25階層（0～50万円、50～100万円など）に分かれる¹⁸。階層25の最大値は、構成比が逡減してほぼゼロに近づいていることから、2500

と、少なくともジニ係数に関する限り、実際の数値と相当程度合致する。

¹⁸ 高齢者に関しては、個人単位の収入分布データが限られるため、「現役モデル」とは異なり、高齢者世帯の収入分布に基づき推計を行う。これに伴い、次の留意点がある（脚注6で示した現役世代における留意点と一部重なるが、繰り返しておく）。

第一に、OECDデータにおけるジニ係数の算出方式との乖離である。OECDでは、世帯単位で把握した所得を等価所得に変換して算出がなされる。これに対し、本モデルでは、等価所得への変換を経ず、世帯単位の収入分布をそのまま用いるので、例えば、次のような差が生じる。

- ・「夫の年金額80万円、妻の年金額60万円」の場合、OECDデータでは「約100万円の者が2人」だが、本モデルでは「140万円の者が1人」と扱われる。
- ・「夫の収入は620万円、妻は年金額80万円（現役時基礎年金のみ受給）」の場合、OECDデータでは「約500万円の者が2人」だが、本モデルでは「700万円の者が1人」と扱われる。

こうした差は、単身世帯では生じず、夫婦世帯では高所得層・低所得層を問わず収入がやや高めに扱われるので、ジニ係数の算出上重大な影響を及ぼすかは定かでないが、あとで本項の4）で検証し、必要あれば補正することにする。（実際には、あとで示すように、重大な影響は生じず、補正を要さない。）

第二に、現実との乖離である。例えば、次のような高齢者は、世帯の中に隠れているため、収入分布に表れない。

- ・上記の例における「収入60万円／80万円の妻」
- ・親子同居により子ども世帯に吸収されている低収入の高齢者

この点は、ジニ係数の算出上の影響は限定的である。ジニ係数の算出上は、例えば夫婦世帯の低収入の妻は、「（等価所得により）世帯収入よりやや低い収入の者」と扱われるためである。むしろ、これを個人単位の収入に従って「収入60万円」などと扱えば、等価所得の分布とは乖離が生じてしまう。

他方で、例えば「最低保障年金」のように、世帯単位ではなく個人単位の収入に基づく給付措置を検討する場合は（本稿では、付論に示すとおり「年金給付額は最低120万円」とする「最低保障年金」につき推計を行う）、追加的な給付を受ける対象者が過少に見積もられることになる（例えば、上記の「夫80万円、妻60万円」の世帯に対し2人分の追加給付がなされることが適正に反映されない）。結果として、ジニ係数の推計上、制度改革による効果が過少に評価される可能性が高いことに留意を要する。

なお、対象者が過少に見積もられる問題は、節Ⅲで財政収支の推計を行う際にはより重大な問題になる。節Ⅲでは本モデルに一定の補正を施す。

万円とする。

仮定3： 「タイプ1」「タイプ2」のいずれも、それぞれの収入階層の最小値と最大値の間で均等に分布(階層1では0～50万円、階層2では50～100万円の間に均等に分布)するものとする。

3)「高齢者モデル」における現状のジニ係数の算出

①「当初所得のジニ係数」の算出

まず、「高齢者モデル」における「当初所得のジニ係数」を算出する。

2)で示した収入階層は、年金収入を含む所得(「総所得」)に応じたものである。一方、「当初所得」は、年金収入は含まず、このモデルでは給与収入を意味する。したがって、

- ・タイプ1では、収入階層にかかわらずゼロ、
- ・タイプ2では、収入階層に示される収入額の半分、となる。

以上を前提に、現役世代の場合と同様に、階層ごとに累積所得額、累積相対度数を算出して、ローレンツ曲線を描く。ローレンツ曲線は、左半分は底辺に張り付いた状態になり、右半分にタイプ2の累積相対度数が描かれることになる。

例えば、タイプ2の階層1に関しては、

- ・累積所得額 $(25 \div 2) \text{万円} \times 1.3 \text{万人} = 16 \text{億円}$
(総累積所得額は15,320億円)
- ・累積相対度数 $16 \div 15,320 = 0.0001$
- ・ローレンツ曲線の下面積 $(0 + 0.001) \times (1.3 \div 2) \% \div 2 = 0.0000$
(ここで、タイプ2の累積相対度数はローレンツ曲線の右半分に描かれるため、ローレンツ曲線上での横幅は $(1.3 \div 2) \%$ となる。)

すべての階層につき算出すると、ジニ係数は0.685になる。

第三に、所得税等の制度適用上の問題である。所得税等の負担制度は概して個人単位で課されるため、制度適用による格差是正効果を測定する観点では、本来は個人単位の収入分布を用いるほうが好ましい(脚注7)。ただし、現時点の高齢者夫婦世帯においては、妻は少額の年金(基礎年金だけなど)を受給し、「世帯主の収入」と「世帯の収入」が大きく乖離していない場合が多いと想定され、この点は重大な問題にはならないと考えられる。

最後に、ジニ係数の推計上の留意点を超えて付言すると、第二で触れた「貧しい高齢者が子ども世帯に吸収される」問題は、国際比較に際して厄介な問題である。日本では親子同居率が高いため、そもそもOECDデータで示されている以上に、日本の高齢者間の格差は大きい可能性がある点にも留意を要する。

②「総所得のジニ係数」(現行制度下)の算出

次に、当初所得に年金収入を加えた「総所得のジニ係数」(現行制度下)を算出する。

タイプ1もタイプ2も同じ収入階層に沿って分布しているので、両者を合算してジニ係数を算出できる(あるいは、どちらか片方だけで算出しても同じ結果になる)。これまでと同様の手順で算出すると、ジニ係数は0.368になる。

③「可処分所得のジニ係数」(現行制度下)の算出

さらに、総所得から所得税・住民税・社会保険料(自己負担分)を差し引き、「可処分所得のジニ係数」を算出する。なお、現行制度は、原・黒澤・五島(2025)の付論2に基づく。

ここでは、例えば階層5(総所得200~250万円)の場合、「可処分所得」は次のようになる。

<階層の最小値(200万円)>

- ・タイプ1: 179万円(所得税0万円、住民税3万円、社会保険料18万円)
- ・タイプ2: 193万円(所得税0万円、住民税0万円、社会保険料7万円)

<階層の最大値(250万円)>

- ・タイプ1: 216万円(所得税1万円、住民税8万円、社会保険料25万円)
- ・タイプ2: 234万円(所得税0万円、住民税2万円、社会保険料14万円)

この結果、階層5の可処分所得は、タイプ1:179~216万円、タイプ2:193~234万円とずれてしまう。両者を単純に合算してローレンツ曲線を描けないので、タイプ1とタイプ2につき、それぞれジニ係数を算出すると、タイプ1:0.330、タイプ2:0.340となる。

4) OECD データと「高齢者モデル」による算出結果の比較

ここで、OECD データと「現役モデル」による算出結果を比較し、モデルの有効性を検証してみる。結論として、次表のとおり大きな乖離はない。

表9

	ジニ係数 (当初所得)	ジニ係数 (総所得)	ジニ係数 (可処分所得)
OECD データ (2022 年、65 歳~)	0.687	0.360	0.337
「高齢者モデル」	0.685	0.368	タイプ1: 0.330 タイプ2: 0.340
乖離率	-0.4%	+2.1%	-2.1~+0.8%

※総所得=当初所得+社会保障給付、可処分所得=総所得—税・社会保険料

「現役モデル」の場合と異なり、補正を要する重大な留意点もない。そこで、以下で制度改正を行った場合の改善効果を推計する際は、「高齢者モデル」で算出された数値をそのまま推計値として用いることにする。

5) 制度改正後の「再分配後のジニ係数」の推計

以上より、「高齢者モデル」を用いて、税制や保険料制度の改正を行った場合の「再分配後のジニ係数」を推計する。

推計の具体例として、

- ・「最低保障年金の創設＋所得税の累進性強化」（オプション Y）、
 - ・「最低保障年金の創設＋消費税の引上げ」（オプション C）、
- の 2 つの制度改正案について、次表の結果が得られる（制度改正案の詳細設計は節 V 参照）。

表 10 「高齢者モデル」によるジニ係数の推計

	ジニ係数 (当初所得)	ジニ係数 (総所得)	ジニ係数 (可処分所得)
(参考) OECD データ (2022 年、65 歳～)	(0. 687)	(0. 360)	(0. 337)
現行制度	0. 685	0. 368	タイプ 1 : 0. 330 タイプ 2 : 0. 340
オプション Y	0. 685	タイプ 1 : 0. 332 タイプ 2 : 0. 287	タイプ 1 : 0. 262 タイプ 2 : 0. 230
オプション C	0. 685	タイプ 1 : 0. 332 タイプ 2 : 0. 287	タイプ 1 : 0. 291 タイプ 2 : 0. 257

ここで、タイプ 1 とタイプ 2 を合わせ¹⁹、再分配後（可処分所得）のジニ係数について、「現行制度下では 0.337」に対し、「オプション Y では 0.25 程度」、「オプション C では 0.27 程度」と推計できる。

高齢者間の格差は顕著に改善することがわかる。ただし、脚注 15 で示したとおり、「最低保障年金」の効果は小さめに示されており、現実の改善効果はさらに高い可能性があることに留意を要する。

¹⁹ 本来は収入階層の異なるグループでのジニ係数は合算できないが、ここでは、収入階層に大きな差がなく、全体でのジニ係数が概ねその間になると見込まれることから、平均をとって推定している。

II 相対的貧困率の推計

節Ⅱでは、格差のもう一つの代表的指標である相対的貧困率について、推計する手法を示す。

1、現状の相対的貧困率の算出

相対的貧困率とは、可処分所得の中央値を貧困線とし、貧困線に満たない者の人数の比率をいう。

まず、現状（現行制度下）の可処分所得につき、相対的貧困率を算出してみる。OECD などでは一般に、相対的貧困率の算出も等価所得を用いて行われるが、ここでも、節Ⅰで設定した「現役モデル」と「高齢者モデル」を用いて、簡易な算出を行う。

1) 中央値および貧困線の算出

節Ⅰで示した「現役モデル」と「高齢者モデル」の収入階層、それぞれの階層の可処分所得につき、中央値と想定される水準あたりまでを示すと、次のようになる。

表 11

<現役世代>

現役モデルの階層	1	2	3	4
給与収入の最小値	0	100	200	300
給与収入の最大値	100	200	300	400
構成比(%)	8.1	12.3	14.0	16.3
累積比率(%)	8.1	20.4	34.4	50.7
可処分所得の最大値	77	163	240	316

<高齢者>

高齢者モデルの階層	1	2	3	4	5	6	7
総所得の最小値	0	50	100	150	200	250	300
総所得の最大値	50	100	150	200	250	300	350
構成比(%)	1.3	10.0	12.6	13.8	12.0	10.3	11.6
累積比率(%)	1.3	11.3	23.9	37.7	49.7	60.0	71.6
タイプ1 可処分所得の最大値	46	95	143	179	216	253	291
タイプ2 可処分所得の最大値	46	96	145	193	234	277	318

ここで、可処分所得の中央値がおそらく〔240～316万円〕の範囲に収まるであろうと見通しのもとで²⁰、中央値をXとして、現役世代で中央値未満の者の占める比率 α （％）は次

²⁰ この見通しは、最初に複数の階層をまたがった粗い概算を行うことで得ることができ

の算式で表せる。

$$\text{現役世代： } \alpha = 34.4 + 16.3 \times (X - 240) / (316 - 240)$$

同様に、高齢者については、おそらく [253～291 万円] [277～318 万円] の範囲に収まるであろうと見通しのもとで、タイプ 1・タイプ 2 につきそれぞれ、中央値未満の者の占める比率 β および γ (%) は次の算式で表せる。

$$\text{高齢者タイプ 1： } \beta = 60.0 + 11.6 \times (X - 253) / (291 - 253)$$

$$\text{高齢者タイプ 2： } \gamma = 60.0 + 11.6 \times (X - 277) / (318 - 277)$$

ここで、現役世代と高齢者の総数は、節 I で述べたとおり、それぞれ 7,197 万人、3,476 万人である。タイプ 1 とタイプ 2 は同数と仮定している。中央値 X は、両者をあわせた共通の数値だから、次の式が成り立つはずである²¹。

$$\alpha \times [7,197 / (7,197 + 3,476)] + \beta \times [(3,476 \div 2) / (7,197 + 3,476)] + \gamma \times [(3,476 \div 2) / (7,197 + 3,476)] = 0.5$$

これを解くと、 X (中央値) = 280 万円となる。

したがって、貧困線 (中央値の半分) は 140 万円となる。

(なお、以下では、現役世代と高齢者の人口比につき、上記計算に基づき「0.674、0.326」と記す。)

2) 可処分所得 (現行制度下) での相対的貧困率の算出

1) の表 11 に戻ると、「貧困線未満 (可処分所得 140 万円未満)」の者の比率は、次のように算出できる。

$$\text{現役世代： } 8.1 + 12.3 \times (140 - 77) / (163 - 77) = 17.1\%$$

$$\text{高齢者タイプ 1： } 11.3 + 12.6 \times (140 - 95) / (143 - 95) = 23.1\%$$

$$\text{高齢者タイプ 2： } 11.3 + 12.6 \times (140 - 96) / (145 - 96) = 22.6\%$$

$$\text{高齢者 (計)： } (23.1 + 22.6) / 2 = 22.8\%$$

$$\text{全体： } 17.1 \times 0.674 + 22.8 \times 0.326 = 18.9\%$$

3) 当初所得での相対的貧困率の算出

次に、当初所得での相対的貧困率を算出する。

階層ごとの当初所得を示しておくと、次のとおりである。

る。

²¹ 一般には、相対的貧困率は、18 歳未満の子どもも含めて算出される。その際、子どもの所得は、世帯所得に基づく等価所得とされる。ここでは、等価所得の処理を行わずに簡易な算出を行っているため、現役世代と高齢者だけを前提とした中央値を算出している。

表 12

<現役世代>

現役モデルの階層	1	2	3	4
構成比 (%)	8.1	12.3	14.0	16.3
累積比率 (%)	8.1	20.4	34.4	50.7
当初所得の最大値	100	200	300	400

<高齢者>

高齢者モデルの階層	1	2	3	4	5	6	7
構成比 (%)	1.3	10.0	12.6	13.8	12.0	10.3	11.6
累積比率 (%)	1.3	11.3	23.9	37.7	49.7	60.0	71.6
タイプ1 当初所得の最大値	0	0	0	0	0	0	0
タイプ2 当初所得の最大値	25	50	75	100	125	150	175

OECD での算出手法どおり、可処分所得の中央値から貧困線を算出したうえ（つまり、貧困線 140 万円はそのまま）、当初所得段階でこれに満たない者の比率を算出すると、次のようになる。

現役世代： $8.1 + 12.3 \times (140 - 100) / (200 - 100) = 13.0\%$

高齢者タイプ1： 100% （表では省略しているが、階層 14 まで当初所得は 0）

高齢者タイプ2： $49.7 + 10.3 \times (140 - 125) / (150 - 125) = 55.9\%$

高齢者（計）： $(100 + 55.9) / 2 = 77.9\%$

全体： $13.0 \times 0.674 + 77.9 \times 0.326 = 34.2\%$

4) OECD データとの比較と調整率の設定

ここで、OECD データと算出結果を比較すると、次のようになる²²。

表 13

		現役世代	高齢者	全体
再分配後 (可処分所得)	OECD データ (2022 年)	12.7	20.0	15.4
	「現役+高齢者モデル」 (括弧内は乖離率)	17.1 (+34.4%)	22.8 (+14.4%)	18.9 (+23.0%)
再分配前 (当初所得)	OECD データ (2022 年)	15.7	63.0	33.6
	「現役+高齢者モデル」 (括弧内は乖離率)	13.0 (-17.1%)	77.9 (+23.7%)	34.2 (+1.7%)

²² OECD Income Distribution Database では、ジニ係数は当初所得・総所得・可処分所得の3種類に対して、相対的貧困率は当初所得・可処分所得の2種類が示されている。

相対的貧困率は、ジニ係数に比して、乖離幅はやや大きい。これは、低所得層の分布率のずれに影響されやすく、とりわけ本モデルでは現役世代の社会保障給付を無視していること等による影響が大きく表れているためと考えられる²³。

そこで、以下での制度改正後の相対的貧困率（再分配後）の推定は、本モデルで算出される相対的貧困率（再分配後）は現役世代・高齢者ともに（特に現役世代で）高めに示されやすいことを考慮し、次の調整率を掛けて補正することにする²⁴。

- ・現役世代： モデルにおいて算出した貧困率に、調整率（ $=12.7/17.1$ ）を掛け合わせる。
- ・高齢者： モデルにおいて算出した貧困率に、調整率（ $=20.0/22.8$ ）を掛け合わせる。
- ・全体： 現役世代と高齢者の貧困率に人口比率を掛けて算出する。

2、制度改正後の相対的貧困率（再分配後）の推計

以上に基づき、制度改正後の相対的貧困率を推計する。

ここでも、推計の具体例として、

- ・「所得税の累進性強化＋給付付き税額控除の導入＋社会保険料の軽減＋最低保障年金の創設」（オプション Y）、
- ・「消費税の引上げ＋給付付き税額控除の導入＋社会保険料の軽減＋最低保障年金の創設」（オプション C）、

の2つの制度改正案について推計すると、次表のようになる。

²³ ジニ係数の算出では、例えば、「失業者（当初所得ゼロ）2.5%」の存在を考慮しなくても、累積所得の計算にはほとんど影響がない。一方、相対的貧困率の算出では、「2.5%」の差がそのまま反映されるなど、モデルの設定上の細部のずれが大きく影響しやすい。

本モデルにおいて乖離の生ずる要因としては、特に以下の点が推測される。

- ・現役世代では、失業者等を考慮していないため、「当初所得」では過少になる。一方、社会保障給付を無視しているため、「可処分所得」では過大になる（負担だけが課される設定のため、再分配後に貧困率が上昇する逆転現象が生じる）。
- ・高齢者では、モデルの設計上「年金収入のみ」の者を実際より多く設定しているため（実際には4割だが、モデル上は5割）、特に「当初所得」で過大になる。

²⁴ ジニ係数では、現役世代につき「総所得→可処分所得」の改善効果に対して調整率を掛け合わせたが、相対的貧困率では、総所得のデータがないため、この方法をとれない。そこで、乖離の状況および推測される要因も踏まえ、「本モデルでは、可処分所得の貧困率は、現役世代・高齢者ともに（特に現役世代で）高めに示される」ことに基づく補正を行っている。

表 14 再分配後の相対的貧困率； モデルでの算出結果

	現役世代	高齢者	全体
現状	17.1	22.8	18.9
オプションY	13.2	10.7	12.4
オプションC	13.7	12.3	13.6

上記に、前述の調整率を掛け合わせ、以下の推計結果が得られる。

表 15 再分配後の相対的貧困率； 推計結果

	現役世代	高齢者	全体
現状 (OECD データ)	12.7	20.0	15.4
オプションY	9.8	9.4	9.7
オプションC	10.1	10.8	10.4

※網掛け部分は OECD 公表の既定値。

貧困率は大幅に低下し、特に高齢者の貧困率が大きく改善することがわかる。ただし、ここでも、ジニ係数と同様、「最低保障年金」の効果は小さめに示され、現実の改善効果はさらに高い可能性があることに留意を要する。

Ⅲ 財政収支の変化の推計

節Ⅲでは、財政収支の変化の推計の手法を示す。さまざまな制度改正について、財政的な実現可能性（例えば「最低保障年金の創設は、所得税の累進性強化でどこまで賄えるか」など）を簡易に推計することを目的とする。

1、階層ごとの財政収支の算出

推計の手法は、基本的に、節Ⅰでジニ係数の算出のため累計所得額を算出した手法と同様である。まず、階層ごとの財政収支の算出方法を示す。

1) 現役世代の階層ごとの財政収入

現役世代について、階層3を例にとると、階層の最小値と最大値で、次表の負担がある。

- ・当初所得から所得税・住民税・社会保険料（本人負担）を差し引き、負担後所得を算出することは節Ⅰで示したとおりだが、
- ・このほかに、消費税と社会保険料（事業主負担）がある。消費税は、収入に応じた負担率を国民生活基礎調査等に基づき推計して算出する（詳細は原・黒澤・五島（2025）の付論1参照）。

表 16

（単位：万円）	階層 3 最小値	階層 3 最大値
当初所得	200	300
a: 所得税	0	3
b: 住民税	6	12
c: 社会保険料（本人）	30	45
負担後所得	163	240
d: 消費税	17	23
e: 社会保険料（事業主）	32	48
実質負担合計 (a+b+c+d+e)	86	131

ここで、実質負担合計は、政府側からみれば、税・保険料収入を意味する。よって、階層3における税・保険料収入は次の算式で概算できる。

$$(86 + 131) \times [\text{階層 3 に属する現役世代の人数}] \div 2$$

また、税目別の内訳は、次のように概算できる。

- a: 所得税 $(0+3) \times [\text{階層 3 に属する現役世代の人数}] \div 2$
b: 住民税 $(6+12) \times [\text{階層 3 に属する現役世代の人数}] \div 2$
d: 消費税 $(17+23) \times [\text{階層 3 に属する現役世代の人数}] \div 2$
c・e: 社会保険料 $[(30+45)+(32+48)] \times [\text{階層 3 に属する現役世代の人数}] \div 2$

同様の計算をすべての階層につき行うことで、現役世代に係る税・保険料収入（さらに、その内訳）の総額を概算できる。

2) 高齢者の階層ごとの財政収入と財政支出

次に、高齢者タイプ 1 の階層 5 を例にとると、階層の最小値と最大値で、次表のようになっている。

表 17

(単位：万円)	階層 5 最小値	階層 5 最大値
当初所得	0	0
総所得	200	250
a: 所得税	0	1
b: 住民税	3	8
c: 社会保険料（本人）	18	25
負担後所得	179	216
d: 消費税	17	21
e: 社会保険料（事業主）	0	0
実質負担合計 (a+b+c+d+e)	38	56

税・保険料収入は、現役世代の場合と同様、次の算式で概算できる。内訳も同様である。

$$(38+56) \times [\text{階層 5 に属する高齢者の人数}] \div 2$$

高齢者では、支出もある。表では、当初所得 0 円だったところ、総所得が 200～250 万円になる。これは年金受給の結果であり、政府側からみれば、年金給付支出にあたる。階層 3 における年金給付支出は次の算式で概算できる。

$$[(200-0)+(250-0)] \times [\text{階層 5 に属する高齢者の人数}] \div 2$$

同様の計算をすべての階層、さらにタイプ 2 につき行うことで、高齢者に係る税・保険料収入（その内訳）および年金給付支出の総額を概算できる。

2、モデルの修正

問題は、「各階層に属する人数」をどう設定するかである。

改めて振り返っておくと、ここまで節Ⅰと節Ⅱでは、ジニ係数と相対的貧困率を算出するため、以下のモデルを用いてきた。

表 18 「現役モデル」と「高齢者モデル」

	構成・人数	収入分布
現役世代	給与所得者 100 万人	給与所得者の収入分布（個人単位の分布）に従って分布
高齢者	タイプ 1「年金収入のみ」100 万人	高齢者世帯の収入分布（世帯単位の分布）に従って分布
	タイプ 2「年金収入と給与収入が半々」100 万人	

※両グループの合算処理を要する際は、人口比（7,197 万人：3,476 万人）を利用。

ジニ係数と相対的貧困率の算出では、本来は、「等価所得の分布（世帯単位で把握した所得を等価所得に変換した世帯員の分布）」を用いる必要がある。だが、これを簡易に利用できない中で、便宜的に「個人単位の分布」ないし「世帯単位の分布」で代用し²⁵、合算処理を要する際は人口比を用い、必要に応じて調整率を設定して補正してきた（なお、高齢者のジニ係数では、補正を要さず、「世帯単位の分布」による代用だけで足りた）。

しかし、財政収支の推計では、これをそのまま適用すると、次の問題が生じる。

第一に、財政収支では、現役世代・高齢者ごとの財政収支を論じてあまり意味がなく、合算処理が欠かせない。その際、現役世代について、仮に「7,197 万人」（あるいは人口比「7,197 万人：3,476 万人」）を用いれば、専業主婦などの非労働人口も給与所得者の収入分布に沿って所得税などを負担していることになり、収支を適正に示せなくなる。

第二に、高齢者では、夫婦世帯における低年金の妻などが世帯の中に隠れていて、収入分布に表れていない。このため、「最低保障年金」などの制度改正を検討する際、適用対象人数が過少に示されてしまう問題がある²⁶。この点は、節Ⅰ・Ⅱでは（ジニ係数と相対的分布率の推計では）、「改善効果が小さめに示されている可能性がある」との留保をつけるにとどめたが、財政収支の推計では、「所要額が過少に示される」のでは推計の価値が失われてしまうから看過できない。

²⁵ さらに補足すれば、現役世代では「個人単位の分布」、高齢者では「世帯単位の分布」と異なる分布を用いたのは、脚注 7 と脚注 16 の第三のとおり、前者では共働きが拡大していることが大きな要因である。

²⁶ 脚注 16

そこで、上記モデルを財政収支の推計用に修正する。具体的には、現実には税・保険料負担を行い年金給付を受ける「個人」に焦点をあわせ（すなわち、現役世代では税・保険料を負担する「勤労者個人」、高齢者では年金給付を念頭に「すべての高齢者個人」）²⁷、人数と収入分布をできるだけ正しく示すよう、次の修正を施す。

1) 「現役モデル」の人数の修正

現役世代については、「勤労者個人」に焦点をあわせ²⁸、収入分布はそのまま、人数を「100万人」から「5,851万人」に修正する。

- ・総務省「労働力調査」によれば、15～64歳の就業者 5,851万人（うち雇用者 5,452万人、自営業主・家族労働者 362万人）である。ここから、18～65歳の就業者はおおよそ同水準と推定する。
- ・就業者 5,851万人につき、「すべて給与所得者」との仮定は維持する。これは、①自営業者等の数は限られ、また、②この点を変えると、所得税などの適用が複雑になり簡易な推計にならないためである。
- ・就業者 5,851万人は、国税庁「民間給与実態統計調査」における給与所得者（1年を通じて勤務した者）の収入分布に従って分布すると仮定する²⁹。

これにより、現役世代に係る税・保険料収入（現役世代の勤労者の負担する税・保険料）につき、必要な範囲で³⁰、概ね把握できるはずである（のちに項3で検証する）。

²⁷ ここでは、節Ⅰ・Ⅱと異なり「等価所得の分布」に近づける必要はないので、脚注6の第二、脚注17の第二で示したような「等価所得の分布から外れないようにする」との考慮を要さない。

²⁸ 繰り返すまでもなく、現役世代 7,197万人の中には、このほかに、専業主婦・学生などの非労働力人口や失業者も存在する。しかし、本稿では、現役世代に関しては負担のみを扱っており、本節で税・保険料収入を推計する際には、考慮の必要がない。

²⁹ この仮定は、所得税収の金額上、「給与所得者分の所得税収」と「勤労所得に対する所得税収全体」の比は1：1.09だから、大きくずれてはいないと考えられる。財務省「令和6年度租税及び印紙収入予算の説明」によると、所得税収 202,100億円のうち、給与所得に対する源泉所得税の収入は 133,330億円。一方、利子所得に対する源泉所得税 4,740億円、配当所得等に対する源泉所得税 51,910億円なので、勤労所得に対する所得税収は 145,450億円（＝202,100－4,740－51,910）と概算できる。ここから、「給与所得者分の所得税収：勤労所得に対する所得税収全体」＝133,330：145,450＝1：1.09となる。

³⁰ 本稿では、税収全体の推計を目的としているわけではなく、（勤労に係る）所得税や社会保険料などの制度改正に伴う財政収支の変化の推計を目的としている。したがって、金

2) 「高齢者モデル」の人数と収入分布の修正

高齢者については、「すべての高齢者個人」に焦点をあわせ、人数を高齢者の総数「3,476万人」としたうえ、収入分布にも修正を施す。修正の基本目的は、夫婦世帯における低年金の妻など、「世帯の収入分布では隠れている高齢者」を含め、高齢者個人をより正しく表すことである³¹。

①人数構成の修正

まず、節Ⅰで示したとおり、高齢者の人数は3,476万人に対し、高齢者世帯数は1,656万世帯である。すなわち、高齢者世帯の世帯主1,656万人以外に、「世帯の収入分布では隠れている高齢者」が1,820（＝3,476－1,656）万人存在すると捉えることができる。

高齢者「世帯」については、節Ⅰで検証したとおり、「タイプ1とタイプ2が1：1」と想定して大きく間違っていないはずだから、個人として捉えれば、タイプ1の高齢者世帯の世帯主が828（＝1,656÷2）万人、タイプ2の世帯主が同じく828万人と想定できる。

一方、「隠れている高齢者」1,820万人は、現役期には第三号被保険者だった者など、基礎年金のみを受給しているケースが多いと推測される。

そこで、ここでは、1,820万人はすべて「年金収入のみで、基礎年金のみを受給する」と仮定してみる。すなわち、全員が「タイプ1の階層2（総収入50～100万円）」に該当することになる。（なお、この極端な仮定が妥当かどうかは、項3で検証するが、結論として大きく外れていないと考えられる。）

上記の仮定のもと、高齢者「個人」の人数構成は次のようになる。

- ・タイプ1の高齢者個人： 「タイプ1の高齢者世帯の世帯主」＋「世帯分布で隠れている高齢者」

$$828 + 1,820 = 2,648 \text{ 万人}$$

- ・タイプ2の高齢者個人： 「タイプ2の高齢者世帯の世帯主」

$$828 \text{ 万人}$$

計 3,476 万人

融所得に対する所得税、固定資産税などは対象としていない。

³¹ 念のためながら、節Ⅰ・Ⅱでこうした修正を行わないのは、仮に修正を施せば、「等価所得の分布」（低収入の妻らは一般に「世帯収入よりやや低い収入の者」と扱われている）と大きく乖離してしまい、ジニ係数などの推計用には使えなくなるためである。

②収入分布の修正

収入分布に関しては、高齢者世帯の世帯主「個人」の収入分布は、「世帯」の収入分布と大きな差はないと想定される。そこで、タイプ2は「高齢者モデル」の構成率をそのまま用いることとする。

他方、タイプ1では、階層2に集中して人数が増えるため、収入分布を次表のように修正する³²。

表 19

	収入	「高齢者モデル」での 構成率(%)	⇒階層2に 220%付加	タイプ1 「財政収支」 用に修正した 構成率(%)	タイプ2 「高齢者モデル」のまま
階層1	50万円未満	1.3	1.3	0.4	1.3
階層2	50～100	10.0	10.0+220	71.8	10.0
階層3	100～150	12.6	12.6	3.9	12.6
階層4	150～200	13.8	13.8	4.3	13.8
階層5	200～250	12.0	12.0	3.7	12.0
階層6	250～300	10.3	10.3	3.2	10.3
階層7	300～350	11.6	11.6	3.6	11.6
階層8	350～400	6.2	6.2	1.9	6.2
階層9	400～450	5.5	5.5	1.7	5.5
階層10	450～500	4.4	4.4	1.4	4.4
階層11	500～550	3.0	3.0	0.9	3.0
階層12	550～600	1.8	1.8	0.6	1.8
階層13	600～650	1.4	1.4	0.4	1.4
階層14	650～700	0.9	0.9	0.3	0.9
階層15	700～750	0.5	0.5	0.2	0.5
階層16	750～800	0.8	0.8	0.2	0.8
階層17	800～850	0.7	0.7	0.2	0.7
階層18	850～900	0.5	0.5	0.2	0.5
階層19	900～950	0.6	0.6	0.2	0.6
階層20	950～1000	0.5	0.5	0.2	0.5

³² タイプ1の世帯主（828万人）の収入分布は「高齢者モデル」の構成率どおりとの前提で、

- ・階層2（50～100万円）に220%（ $=1,820 \div 828$ ）を付加し、
- ・そのうえで、全体が100%になるよう構成率を再計算している。

階層 21	1000～1100	0.4	0.4	0.1	0.4
階層 22	1100～1200	0.3	0.3	0.1	0.3
階層 23	1200～1500	0.4	0.4	0.1	0.4
階層 24	1500～2000	0.4	0.4	0.1	0.4
階層 25	2000 万円以上	0.3	0.3	0.1	0.3
		合計	320.2	100.0	

3) 「財政収支モデル」の整理

ここで、財政収支の推計用に修正したモデル（「財政収支モデル」）を整理しておく、次のようになる。

表 20 「財政収支モデル」

	構成・人数	収入分布
現役世代	給与所得者 5,851 万人	給与所得者の収入分布（個人単位の分布）に従って分布
高齢者	タイプ 1 「年金収入のみ」 2,648 万人	「高齢者モデル」を修正した収入分布に従って分布
	タイプ 2 「年金収入と給与収入が半々」 828 万人	「高齢者モデル」と同じ収入分布に従って分布

3、現実との比較

ここで、項 2 における仮定が妥当かどうか、現実のデータと比較して検証しておく。

1) 高齢者の人数構成の比較

まず、項 2 では、「世帯の収入分布では隠れている 1,820 万人は全員、タイプ 1 の階層 2（収入 50～100 万円）に属する」というかなり極端な仮定のもと、収入分布等を設定した。これが現実から乖離していないかを検証する。

①現実の住民税課税対象者数との比較

まず、収入分布が概ね妥当に設定されているかを検証するため、住民税課税対象者数につき、現実のデータとモデルに基づく算出結果を比較してみる。

総務省「令和 6 年度市町村税課税状況等の調」によれば、65 歳以上の年金受給者のうち、住民税の納税義務者は 1,031 万人（高齢者のうち 3 割程度）である。

仮に「財政収支モデル」の収支分布が現実と大きくずれていれば、住民税の納税義務者数が大きく乖離してしまうはずである。

ここで、「財政収支モデル」で、住民税の課税対象者数を算出してみると³³、次表のとおり 1,095 万人となり、概ね合致する³⁴。

表 21

	タイプ 1	タイプ 2	合計
課税最低限	155 万円	220 万円 ³⁵	
住民税非課税	2,029 万人	352 万人	2,381 万人
住民税課税対象	619 万人	476 万人	1,095 万人
計	2,648 万人	828 万人	3,476 万人

②現実の勤労者数との比較

総務省「労働力調査」によれば、労働力人口のうち、65～69 歳の者 394 万人、70 歳以上の者 537 万人である。ここから、65 歳超で 852 万人程度と推計できる。

一方、「財政収支モデル」では、「高齢者のうち勤労者（タイプ 2）は 828 万人」としており、ここでも概ね合致する。

以上より、「財政収支モデル」は、人数構成の面で現実と大きくずれてはいないと考えられる。

2) 現実の財政収支との比較

次に、「財政収支モデル」に基づき、現状の税・社会保険料収入および年金給付支出を算出してみると、次表のようになる。

³³ 例えば、タイプ 1 の住民税非課税の人数は、次のように算出する。[収入 155 万円までの分布率 77.0% = 76.2 + 4.3 × (155 - 150) / (200 - 150)] × 2,648 万人 = 2,029 万人。

³⁴ なお、収入階層における階層 2 だけでなく階層 1 と 3 にもばらけていと仮定しても、住民税課税対象者数の算出結果は変わらないから、その可能性は否定できない。しかし、現実との差異があったとしても、その程度の範囲内にとどまることを意味している（仮に階層 1 と 3 に一部ばらけていたとしても、財政収支の計算上の影響は限定的である）。

³⁵ タイプ 1 とタイプ 2 で課税最低限が大きく異なるのは、タイプ 2 では公的年金控除（110 万円～）と給与所得控除（55 万円～）を併用できるためである。

表 22 「財政収支モデル」での算出結果と現実の財政の比較

(億円)	「財政収支モデル」での算出結果			現実の財政
	現役世代	高齢者	合計	
所得税収（勤労）	127,484	14,890	142,374	14.5 兆 ³⁶
住民税収（個人）	137,398	19,631	157,029	12.5 兆 ³⁷
消費税込	151,693	50,658	202,351	23.8 兆 ³⁸
社会保険料収入	801,292	49,078	850,370	80.3 兆 ³⁹
年金給付支出	－	516,689	516,689	61.7 兆 ⁴⁰
収支（収入－支出）			835,434	

※「所得税収」は勤労所得に対する税収のみ、「住民税収」は個人（均等割・所得割）のみを推計。

表の右欄は、現実の財政における公表データに基づく数値である。算出結果は、これと比して、極端な乖離はない（税収などは年により数兆円単位の変化も生じることも踏まえれば、重大な差とは考えられない）。よって、このモデルを用いた推計は、少なくとも兆円単位で収支変化を見通すうえでは、一定程度有効と考えられる。

ただし、費目によって、多めに算出されるものと少なめに算出されるものがある可能性がある（例えば、消費税込や年金給付支出は、現実の数値よりかなり少なめに算出されているなど）。

そこで、以下の推計においては、費目ごとに、モデルで算出された数値に現実の財政に沿った調整率を掛け合わせて補正することとする。

所得税・住民税収： $(14.5+12.5)\text{兆} / (142,374+157,029)\text{億}$

消費税込： $23.8\text{兆} / 202,351\text{億}$

社会保険料収入： $80.3\text{兆} / 850,370\text{億}$

³⁶ 財務省「令和 6 年度租税及び印紙収入予算の説明」に基づき、所得税収 202,100 億円から、利子所得に対する源泉所得税 4,740 億円、配当所得等に対する源泉所得税 51,910 億円を差し引き、145,450 億円。

https://www.mof.go.jp/tax_policy/reference/budget_explanation/008aR6a.pdf

³⁷ 総務省「令和 6 年度地方税に関する参考係数資料」に基づき、都道府県・市町村の個人均等割・所得割を合計。

https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_zeisei/czaisei/czaisei_seido/ichiran06_r06.html

³⁸ 財務省「令和 6 年度租税及び印紙収入予算の説明」より。

³⁹ 厚生労働省「社会保障の給付と負担の現状（2024 年度予算ベース）」より。

<https://www.mhlw.go.jp/content/12600000/001416067.pdf>

⁴⁰ 同上

年金給付支出： 61.7 兆／516,689 億

4、制度改正後の財政収支の推計

ここでも、推計の具体例として、以下の制度改正案につき、財政収支の推計を行う。

- ・「所得税の累進性強化＋給付付き税額控除の導入（社会保険料負担分の補給）＋社会保険料の軽減＋最低保障年金の創設」（オプション Y）
- ・「消費税の引上げ＋給付付き税額控除の導入（社会保険料および消費税負担分の補給）＋社会保険料の軽減＋最低保障年金の創設」（オプション C）

結果は次表のようになる。

どちらの改正案も、巨額な財政支出・歳入減を伴うが（現役世代の社会保険料軽減で約 20 兆円、高齢者の「最低保障年金」で約 13 兆円など）、所得税の累進性強化ないし消費税引上げにより、相当程度賄うことができる（オプション Y に関しては、さらに財源確保を要する可能性がある）。

表 23

<現状>

	合計	(現役世代)	(高齢者)
所得税・住民税収	27.0 兆	23.9 兆	3.1 兆
消費税収	23.8 兆	17.8 兆	6.0 兆
社会保険料収入	80.3 兆	75.7 兆	4.6 兆
年金給付支出	61.7 兆	—	61.7 兆
収支	69.4 兆		

※合計（網掛け）は公表データを再掲。現役世代・高齢者の内訳は、調整率に基づく推計値。

<オプション Y（推計）>

	合計	(現役世代)	(高齢者)
所得税・住民税収	51.7 兆 [+24.7]	45.0 兆 [+21.2] ※1	6.7 兆 [+3.6]
消費税収	25.1 兆	17.8 兆	7.2 兆 [+1.3] ※2
社会保険料収入	60.7 兆 [−19.6]	55.4 兆 [−20.2]	5.2 兆 [+0.6] ※2
年金給付支出	74.2 兆 [+12.5]	—	74.2 兆 [+12.5]
収支	63.3 兆 [−6.1]		

※1 現役世代の所得税・住民税収は、累進性強化による税収増（22.5兆円）と給付付き税額控除の導入（社会保険料負担を補給）による税収減（1.3兆円）をあわせ、税収増21.2兆円。

※2 高齢者の消費税収と社会保険料収入の増加は、「最低保障年金」による低所得層の収入水準上昇に伴う。

<オプションC（推計）>

	合計	（現役世代）	（高齢者）
所得税・住民税収	22.1兆 [－4.9]	19.0兆 [－4.9] ※3	3.1兆
消費税収	62.8兆 [＋39.0]	44.6兆 [＋26.8]	18.2兆 [＋12.3]
社会保険料収入	60.7兆 [－19.6]	55.4兆 [－20.2]	5.2兆 [＋0.6]
年金給付支出	74.2兆 [＋12.5]	—	74.2兆 [＋12.5]
収支	71.3兆 [＋1.9]		

※3 現役世代の所得税・住民税収は、給付付き税額控除の導入（社会保険料および消費税負担を補給）による税収減（4.9兆円）。

IV 副産物： 平均実質負担率（現役世代と高齢者の負担率の差）の推計

以上の推計を応用し、さまざまな分析を行うことができる。副産物の一例として、「平均実質負担率」を用いて、現役世代と高齢者の負担率の差の程度を示す方法を簡潔に示す。

日本の税・保険料の負担構造は、現役世代に重く負担がのしかかる面が強い。この点を、「平均実質負担率」を用い数値化して示すことができる。

「実質負担」とは、ここでは、所得税・住民税・消費税・社会保険料（本人および事業主負担）をすべて合計した額を指す。節Ⅲの手法により、現役世代の所得税・住民税・社会保険料の総負担額を算出し、これを現役世代の総所得額で割れば、平均実質負担率を算出できる。高齢者についても同様である。

現状および制度改正後（オプションY及びオプションC）につき算出してみると、次のようになる。いずれのオプションでも、負担能力ある高齢者の負担を高めることで、現役世代と高齢者の負担率の差を相当程度縮小できることがわかる。

表 24

	現役世代	高齢者
現状	45.7%	21.9%
オプションY	46.4%	29.1%
オプションC	44.1%	32.4%

V 具体的な推計例： 給付・負担構造改革のオプションと効果

節Vでは、具体的な推計例として、負担・給付構造改革の2つのオプションにつき詳細設計と推計結果のまとめを示す。

1、負担・給付構造改革の詳細設計

前提として、日本の負担・給付構造には、特に2つの大きな問題がある。

- ・低所得の現役世代への過大な負担（重い社会保険料負担）
- ・低所得の高齢者への不十分な給付（低年金・無年金問題など）

これらを解決するため、以下の負担・給付構造改革パッケージにつき検討する（具体的には表のとおり）。

- 1) 現役世代向け： 社会保険料の大幅な軽減
- 2) 現役世代向け： 低所得者向けの給付付き税額控除（勤労税額控除）
- 3) 高齢者向け： 「最低保障年金」の創設（同時に、高所得層への給付縮小も行う）
- 4) 財源のオプション： 以上を賄うため、オプションYは所得増税、オプションCは消費増税を行う。

表 25 オプションY（所得税へのシフト）

	現役世代	高齢者
社会保険料の軽減	3割削減（料率15%→10.5%） （国民年金・国保は収入比例の保険に一本化 ⁴¹ 、年収上限は3,000万円に）	— ⁴²

⁴¹ 被用者・自営業者等を問わず収入比例の保険料に一本化する。自営業者の場合、次のとおり、収入水準によっては保険料負担が現状より高まるが、その代わり、収入比例の年金を受給できるようになる。

- ・保険料： 現状は「定額の国民年金保険料（年21万円）」と「国民健康保険料（地域により異なるが、所得割：概ね12%程度＋均等割：世帯人数×概ね6万円程度）」だが、これを「収入比例の保険料」とする（料率は、被用者の場合は10.5%で労使折半だが、自営業者は合せて21%。内訳はさらに検討を要するが、仮に健康保険料6%×2=12%をそのままとすれば、年金保険料は4.5%×2=9%）、
- ・受給額： 受給時には「最低保障年金（次項のとおり120万円）＋収入比例年金」を受け取る。

⁴² 高齢者の社会保険料は現状どおり（給与収入のある高齢者の場合、料率は15%のま

給付付き税額 控除の導入	低所得層の勤労者の社会保 険料負担を補給 ⁴³ (年収 150 万円まで全額、年収 150 万 円超で逡減し、年収 250 万円で消失)	—
高齢者の給付 改革	—	「最低保障年金」の創設 (年金給付額が年 120 万円に満たない 高齢者に対し差額分を給付)
		高所得層への社会保障給付 の縮小 (現役世代の平均賃金比 2～3 倍で基礎 年金分の規模の逡減・消失) ⁴⁴
所得増税 ⁴⁵	中所得層の所得税額 (現状で極 端に軽い) の引上げ	
	平均賃金比	税額 (所得税・住 民税の現状比)
	0.5～0.67	1.8 倍
	0.67～1.5	2.4 倍
	1.5～2	2.2 倍
		負担能力ある高齢者には相 応の負担 (同じ年収の現役世代の税額と同じ水 準の税額に)

ま)としている。

⁴³ 例えば、年収 150 万円の場合、引き下げられた社会保険料負担 10.5% (年 16 万円) を補給。なお、勤労を条件とし、パート主婦 (本改革案では、収入の多寡にかかわらず収入比例の社会保険料を負担) は対象となるが、専業主婦は対象としない。

なお、社会保険料負担 10.5%のうち、年金保険料は将来の年金受給につながるものだから、健康保険料分のみを補給対象とする制度設計も考えられるが、ここでは社会保険料全額を補給対象としている。(米国の勤労税額控除の場合、収入比例年金の保険料を補給対象としている。ただし、これは社会保険料控除がないことの代替措置とも捉えられており、詳細設計は所得控除の見直しも併せて行う必要がある。)

⁴⁴ ここでは、高所得層への給付縮小の規模のみを示している。方策としては、必ずしも高所得層の年金支給額の減額に限らず、医療費の給付見直し (窓口負担の見直し) などが考えられる。

⁴⁵ 所得増税について、税額をどの程度の水準まで引き上げるかの目安のみ示しているが、実際には、所得控除の縮小、税率の引上げなどにより、上記水準になるよう設定する。現役世代・高齢者いずれも、主要国と比して過大な所得控除を縮小することにより、相当部分を実現できる。例えば高齢者の公的年金控除は過大であり、廃止・縮小を要する (一般には、保険料の支払い時か年金受給時かいずれかで税制上の優遇を行うことが基本)。

	2～3	1.8 倍	
	3～4	1.6 倍	
	4～5	1.3 倍	
	5～10	1.1 倍	

※オプションYは、極端な所得税の引上げとみえるかもしれないが、もともと日本の所得税は中所得層（平均賃金の 2/3 から 3 倍程度）の負担が極端に軽い⁴⁶。オプションYでは、これを概ね主要国と同水準にするとともに、社会保険料を大幅に軽減している。

表 26 主要国との対比

平均賃金比	0.67	1	1.5	2	3	5
日本（現状）						
所得税・住民税	5%	7%	10%	14%	20%	29%
社会保険料（本人）	15%	15%	15%	15%	15%	15%
社会保険料（事業主）	16%	16%	16%	16%	16%	16%
計	36%	38%	41%	45%	51%	60%
日本（オプションY） ※1						
所得税・住民税	11%	17%	23%	27%	34%	35%
社会保険料（本人）	11%	11%	11%	11%	11%	11%
社会保険料（事業主）	12%	12%	12%	12%	12%	12%
計	33%	39%	45%	49%	56%	57%
英国						
所得税	11%	14%	21%	25%	34%	39%
社会保険料（本人）	8%	8%	7%	6%	4%	3%
社会保険料（事業主）	14%	14%	14%	14%	14%	14%
計	33%	36%	41%	45%	52%	56%
ドイツ						
所得税	9%	14%	19%	24%	30%	35%
社会保険料（本人）	21%	21%	20%	17%	11%	7%
社会保険料（事業主）	20%	20%	19%	16%	11%	7%
計	51%	55%	58%	57%	52%	48%
フランス						
所得税・CSG・CDRS	14%	16%	22%	24%	27%	34%

⁴⁶ 詳細は原・黒澤・五島（2025）。

社会保険料（本人）	10%	10%	10%	10%	10%	9%
社会保険料（事業主）	26%	26%	32%	32%	32%	31%
計	50%	53%	64%	66%	69%	75%
米国 ※2						
所得税	10%	15%	19%	21%	26%	32%
年金保険料（本人）	8%	8%	8%	8%	6%	5%
年金保険料（事業主）	8%	8%	8%	8%	6%	4%
計	26%	30%	34%	37%	37%	41%

※1 日本（オプションY）： 所得税・住民税額の引上げ幅は前頁で示す目安に従い、境目では中間値で算出（例えば平均賃金比 0.67 では 1.8 倍と 2.4 倍の中間で 2.1 倍）。

※2 米国の所得税は、連邦所得税のほか州等による所得税があり、税率等は地域により異なる。ここでは、連邦所得税の税額に税率比率（連邦所得税収：州等の所得税収）を掛けて推計している。また、社会保険料は、オバマケアにより民間医療保険への加入が義務付けられたが、ここでは、公的な社会保険料である年金保険料（社会保障税）のみを記載している。

表 27 オプションC（消費税へのシフト）

	現役世代	高齢者
社会保険料の軽減	3 割削減（料率 15%→10.5%） （国民年金・国保は収入比例の保険に一本化、年収上限は 3,000 万円に）	—
給付付き税額控除の導入	低所得層の勤労者の社会保険料・消費税負担を補給 ⁴⁷ （年収 150 万円まで全額、年収 150 万円超で通減し、年収 250 万円で消失）	—
高齢者の給付改革	—	「最低保障年金」の創設 （年金給付額が年 120 万円に満たない高齢者に対し差額分を給付）
		高所得層への社会保障給付の縮小 （現役世代の平均賃金比 2～3 倍で基礎年金分の規模の通減・消失）
消費増税	基本税率 25%、軽減税率 20%に引上げ	

⁴⁷ 消費税負担率は現状で年収 150 万円の場合に収入比 10%（国民生活基礎調査等から推計）として設計。例えば、年収 150 万円では、社会保険料負担 10.5%＋消費税負担（10×2.5）%＝計 35%分（年 53 万円）を補給。

2、財政への影響の推計

節Ⅲで示した手法により財政への影響を推計すると、オプションY・オプションCはどちらも相当程度税収中立的である。

どちらの改正案も、巨額な財政支出・歳入減を伴うが（現役世代の社会保険料軽減で約20兆円、高齢者の「最低保障年金」で約13兆円など）、所得税の累進性強化ないし消費税引上げにより、相当程度賄うことができる（オプションYに関しては、さらに財源確保を要する可能性がある）。

表 28

<現状>

	合計	(現役世代)	(高齢者)
所得税・住民税収	27.0 兆	23.9 兆	3.1 兆
消費税収	23.8 兆	17.8 兆	6.0 兆
社会保険料収入	80.3 兆	75.7 兆	4.6 兆
年金給付支出	61.7 兆	—	61.7 兆
収支	69.4 兆		

※1：「所得税収」は勤労所得に対する税収のみ、「住民税収」は個人（均等割・所得割）のみ。

※2：網掛け部分は現実の財政における公表データに基づく。現役世代・高齢者の内訳は推計値。

<オプションY（推計）>⁴⁸

	合計	(現役世代)	(高齢者)
所得税・住民税収	51.7 兆	45.0 兆	6.7 兆
消費税収	25.1 兆	17.8 兆	7.2 兆
社会保険料収入	60.7 兆	55.4 兆	5.2 兆
年金給付支出	74.2 兆	—	74.2 兆
収支	63.3 兆 (－6.1 兆)		

⁴⁸ オプションYでは、所得税・住民税収が大幅に増大することになるが、日本の個人所得税収は、現状で極めて小さい（対GDP比で、主な先進国21か国の平均の6割程度）。



<オプションC（推計）>

	合計	(現役世代)	(高齢者)
所得税・住民税収	22.1 兆	19.0 兆	3.1 兆
消費税収	62.8 兆	44.6 兆	18.2 兆
社会保険料収入	60.7 兆	55.4 兆	5.2 兆
年金給付支出	74.2 兆	—	74.2 兆
収支	71.3 兆 (+1.9 兆)		

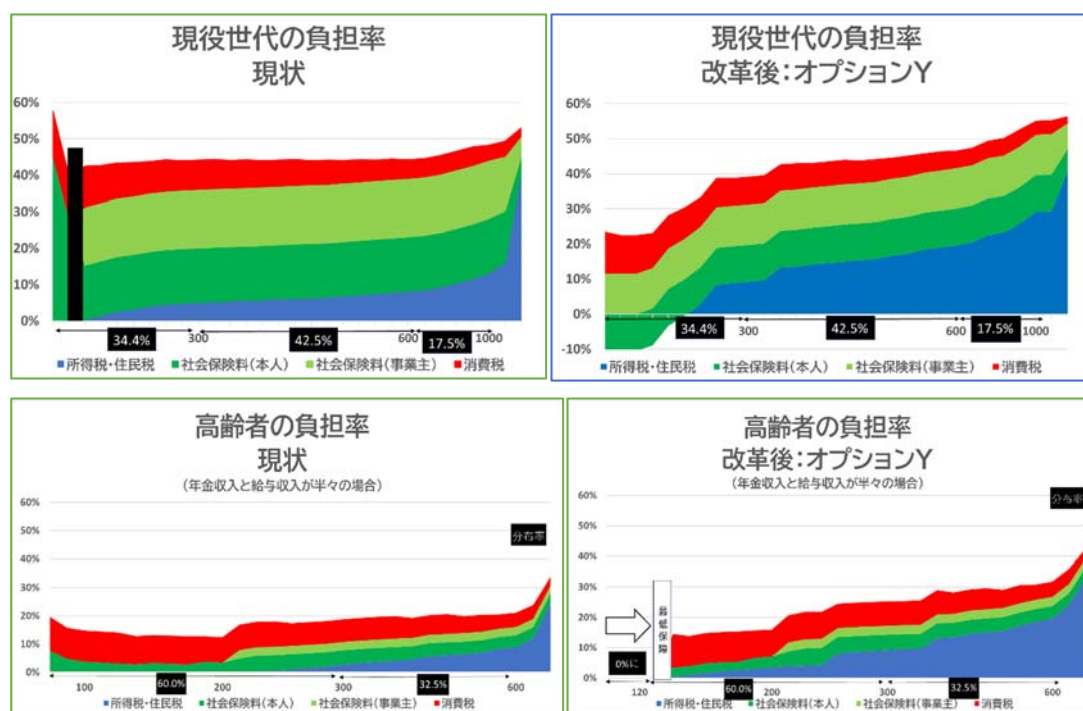
3、オプションY（所得税へのシフト）の格差是正効果の推計

1）収入に応じた実質負担率などのイメージ

ジニ係数などの推計の前に、負担率などのイメージを図で示すと次のようになる。

- ・現役世代の低所得層の負担は大幅に軽減する（なお、現役世代の低所得層がマイナスになるのは給付付き税額控除による）。
- ・高齢者の低年金・無年金問題は解消する。
- ・現役世代・高齢者いずれも、中所得層での累進性が高まり、負担能力に応じた負担構造になる。現役世代の場合、概ね年収 450 万円までは現状より負担率（所得税・住民税、社会保険料、消費税の合計）が低くなり、年収 450 万円超で現状より負担率が高くなる。

図 1



2) 現役世代と高齢者のバランス

現役世代と高齢者の不均衡が改善する⁴⁹。

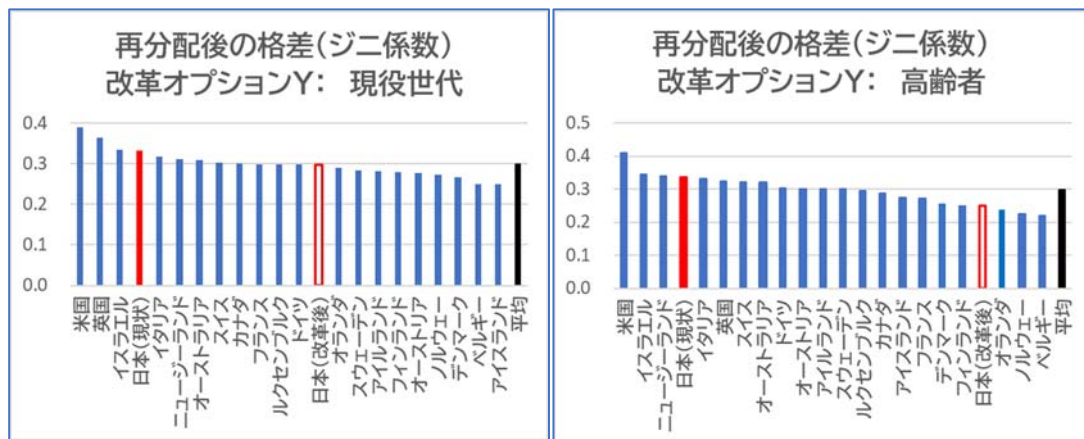
表 29 平均実質負担率⁵⁰

	現役世代	高齢者	現役世代／高齢者
現状	45.7%	21.9%	2.1倍
改革後（オプションY）	46.4%	29.1%	1.6倍

3) 格差の指標（ジニ係数、相対的貧困率）の変化

現状で日本は再分配後に「格差の大きい国」だが、改革後は、現役世代は先進国の「平均程度」、高齢者は「格差の小さい国」になる⁵¹。

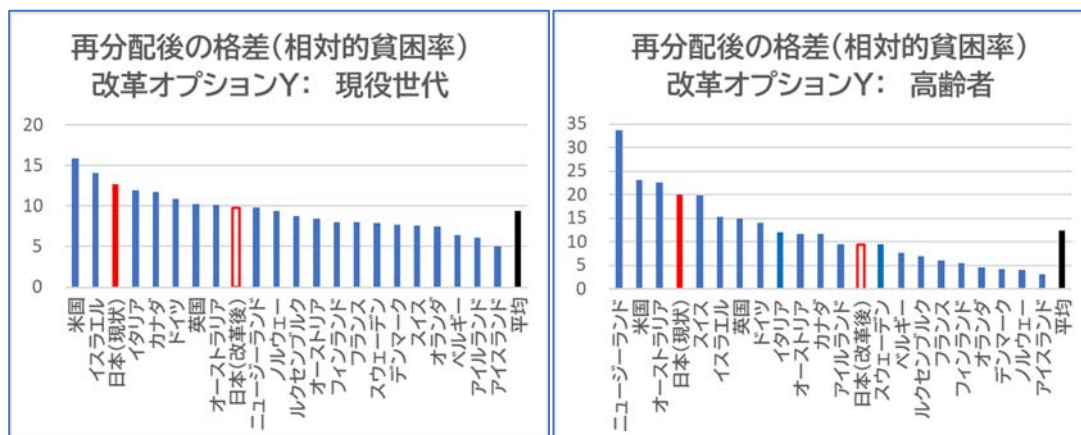
図 2



⁴⁹ 現役世代と高齢者の間で差は残るが、収入水準の違い、年金保険料の負担の有無に基づく差であり、合理的な範囲内と考えられる。高齢者は現状では、寛大な公的年金控除により課税最低限が現役世代より大幅に高くなっているが、所得税を「同じ年収の現役世代と同水準」とすることで、こうした不均衡は解消する。

⁵⁰ 平均実質負担率： 節IVで示したとおり、所得税・住民税・消費税・社会保険料（本人負担）・社会保険料（事業主負担）が総収入（年金収入を含む）に占める比率の平均。

⁵¹ 高齢者の格差が大幅に小さくなるのは、「最低保障年金」により特に貧しい高齢者がいなくなることの効果が大きい。



4、オプションC（消費税へのシフト）の格差是正効果の推計

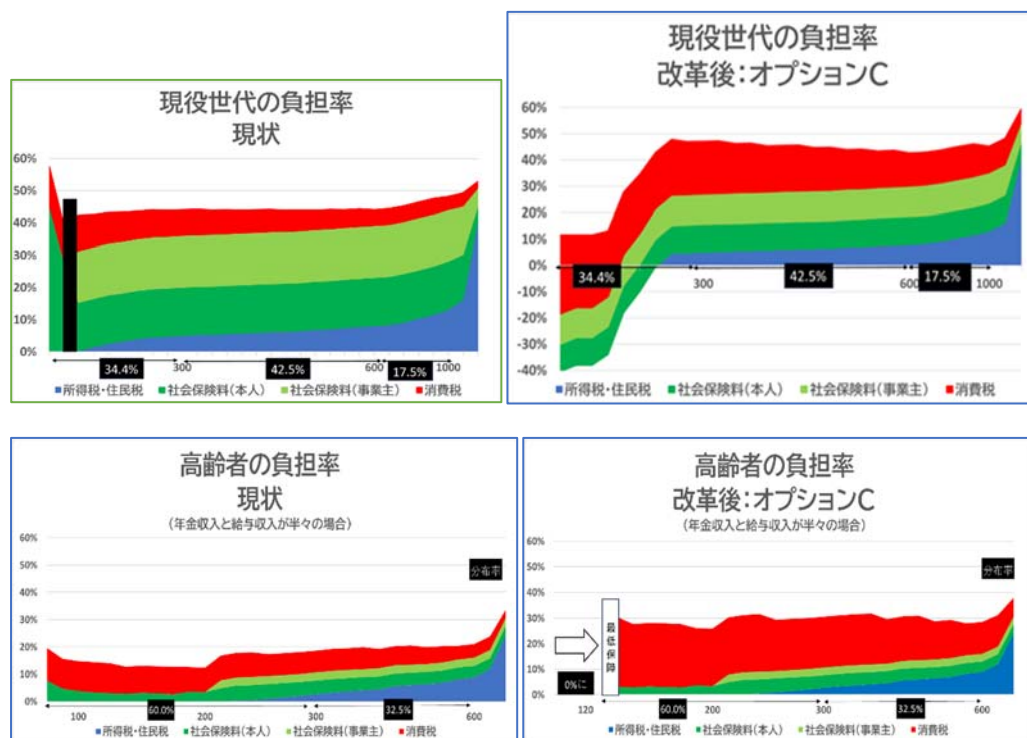
1) 収入に応じた実質負担率などのイメージ

負担率などのイメージを図で示すと次のようになる。

- ・現役世代の低所得層の負担は大幅に軽減する（なお、現役世代の低所得層がマイナスになるのは給付付き税額控除による）。
- ・高齢者の低年金・無年金問題は解消する。
- ・一方、現役世代・高齢者いずれも、累進性は回復しない。消費税負担を含めれば、むしろ逆進的になる⁵²。現役世代の場合、年収 250 万円から概ね 500 万円までは現状より負担率が高くなり、逆に年収 500 万円超で現状より負担率が低くなる。

⁵² 現役世代に関しては、年収 150～250 万円では、給付付き税額控除の補給額が逓減する設計としているため、累進性が生じる。ここで、仮に「～250 万円」を「～600 万円」などに拡大すれば、中所得層まで累進的にすることは不可能ではない。しかし、そこまで範囲を広げて逆進性対策を講ずるなら、むしろ最初から所得に応じた課税を行うほうが簡明だろう。

図 3



2) 現役世代と高齢者のバランス

- ・ 現役世代と高齢者の不均衡が改善する⁵³。

⁵³ オプションYと比し、現役世代と高齢者の不均衡がさらに改善するとも捉えられる。他方で、(脚注6のとおり、オプションYでの現役世代と高齢者の負担差は合理的な範囲内であることを踏まえれば、) オプションCでは、消費税負担の増大により、概して所得水準の低い高齢者に過大な負担がかかっていると捉える余地もある。

表 30 平均実質負担率

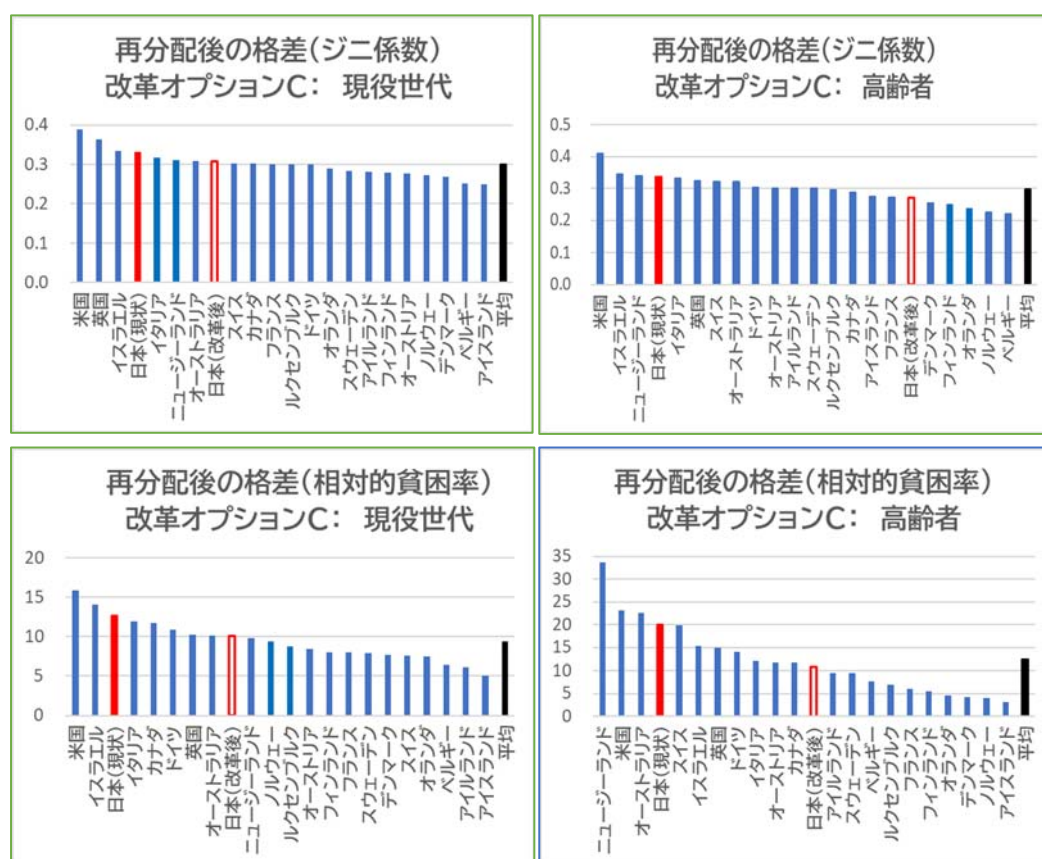
	現役世代	高齢者	現役世代／高齢者
現状	45.7%	21.9%	2.1倍
改革後（オプションC）	44.1%	32.4%	1.3倍

3) 格差の指標（ジニ係数、相対的貧困率）の変化

現状で日本は再分配後に「格差の大きい国」だが、改革後は、現役世代は先進国のほぼ「平均程度」、高齢者は「格差の小さい国」になる。

ただし、再分配後のジニ係数・相対的貧困率はいずれも消費税負担が考慮されないことに留意を要する⁵⁴。

図 4



⁵⁴ 特に、消費税の逆進性対策として講ずる給付付き税額控除は、所得補給のみが反映されるため、過大に平等性が高まったと評価される面がある。

5、まとめ

オプションY・Cいずれも、

- ・相当程度税収中立的に実施できる。
- ・ジニ係数・相対的貧困率は大きく改善する。
- ・現役世代の低所得層の負担は大幅に軽減し、高齢者の低年金・無年金問題は解消する。
- ・高齢者と比して現役世代の負担が過剰になっている状況も是正される。

唯一異なるのは、

- ・オプションYでは中所得層での累進性が高まる（負担能力に応じた負担構造になる）の
に対し、
 - ・オプションCでは累進性は回復せず、消費税負担を含めればむしろ逆進的になる、
との点である。
-

VI おわりに

本稿で示した推計手法は、簡易に行うことを優先し、さまざまな単純化の仮定をおいているが、現実のデータとかなり合致するから、広く応用できる。本稿では現役世代と高齢者の低所得層の負担を軽減する政策パッケージに応用した。それによって、給付付き税額控除や最低保障年金の創設が大きな格差是正効果を有すること、また、消費税率引上げで賄うオプションに比べて所得税の累進性強化で賄うオプションのほうが格差是正効果が高いことを数値で示した。

ただし、本稿で行った推計は、現役世代は税・保険料負担のみ、高齢者は税・保険料負担と年金給付のみを対象としている。これら以外に、例えば失業給付、医療などの現物給付などの制度改正を検討する際は、さらに改良を要する。

ところで、ジニ係数や相対的貧困率の推計を通じ、その限界も明らかになった。OECD データを含め、一般に算出・公表されている両指標の最大の問題は、「消費税の逆進性」が反映されないことである。特に、消費税を引き上げ、その逆進性対策として給付付き税額控除を導入した場合、逆進的負担を一部軽減しただけにもかかわらず、「格差が大きく是正された」と評価されるという、馬鹿げたことが起きる。

改めて考えれば、欧州諸国には、こうした指標で「格差の小さい国」とされる国が多いが、概して消費税が高く、逆進性を軽減する税額控除などの措置が講じられている。指標の特性上、当然である面が否めない。

以上を踏まえ、本稿の推定方法の応用に際しては、次の点に留意すべきである。

- 1、ジニ係数や相対的貧困率は、有用な指標だが、一方で、とらわれすぎるべきではない。
- 2、政策判断に際しては、本稿で取り上げた「平均実質負担率」や、負担率グラフ（付論で掲載）なども併用し、消費税負担にも配慮すべきだ。
- 3、消費税負担も含む、新たな格差指標が必要だ。この分野の国際的議論の動向を把握していないが、もしまだなされていないなら、国際社会において新たな指標を提案すべきだ。例えば、消費税負担を差し引いた「実質可処分所得」のジニ係数で国際比較できるようにしたらよい。

参考文献

- ・八田達夫（2024）『日本における貧困対策としての社会保障と税』、アジア成長研究所調査報告書
- ・原英史・黒澤善行・五島知佳（2025）『日本の税・保険料負担による再分配構造の包括的分析』、アジア成長研究所ディスカッションペーパー
- ・原英史（2025）『少数与党国会が見逃す年金改悪の欺瞞』、月刊正論 2025 年 8 月号